

改正	平成6年10月17日規則第105号 平成9年5月31日規則第98号 平成12年3月31日規則第159号 平成13年1月5日規則第1号 平成14年3月29日規則第37号 平成17年3月4日規則第2号 平成22年3月24日規則第17号 平成23年3月31日規則第24号 平成28年3月11日規則第15号 令和元年7月26日規則第18号 令和2年3月31日規則第60号	平成9年3月31日規則第22号 平成10年6月16日規則第94号 平成12年9月29日規則第270号 平成13年3月30日規則第27号 平成16年5月11日規則第100号 平成18年3月31日規則第51号 平成22年3月31日規則第45号 平成25年3月29日規則第43号 平成30年3月30日規則第41号 令和2年2月12日規則第6号
----	---	---

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年北海道規則第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の施行については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第1条の2 法第8条第2項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式とする。

追加〔平成12年規則270号〕

（一般廃棄物処理施設の許可証）

第1条の3 知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、別記第2号様式による許可証を交付するものとする。

追加〔平成12年規則270号〕

（一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え交付）

第2条 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。）は、省令第5条の4の2第1項第6号に規定する変更に係る届出により、交付を受けた許可証の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 法第9条の5第1項の許可を受けて一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る許可証の書換え交付を申請することができる。

3 法第9条の6第1項の認可を受けて一般廃棄物処理施設設置者の地位を承継した法人は、合併又は分割により承継した一般廃棄物処理施設に係る許可証の書換え交付を申請することができる。

4 法第9条の7第2項の規定による届出を行った者は、相続した一般廃棄物処理施設に係る許可証の書換え交付を申請することができる。

5 前各項の規定による申請は、別記第3号様式の一般廃棄物処理施設設置許可証書換え交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、書換え交付を申請する者は、当該申請書に当該許可証を添えなければならない。

追加〔平成10年規則94号〕、一部改正〔平成12年規則270号・13年27号・22年17号〕

（一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付等）

第3条 一般廃棄物処理施設設置者は、交付を受けた許可証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記第4号様式の一般廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書を知事に提出することによってなければならない。この場合において、再交付を申請する者は、当該申

請書に破損し、又は汚損した当該許可証を添えなければならない。

3 一般廃棄物処理施設設置者は、許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

一部改正〔平成10年規則94号・12年270号〕

(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)

第4条 一般廃棄物処理施設設置者は、当該許可を取り消されたとき又は当該施設を廃止したときは、直ちに当該許可証を知事に返納しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第4条の2 省令第4条の4第1項に規定する申請書の様式は、別記第5号様式とする。

追加〔平成12年規則270号〕

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)

第4条の2の2 省令第4条の4の2に規定する申請書の様式は、別記第5号様式の2とする。

追加〔平成23年規則24号〕

(一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知)

第4条の2の3 省令第4条の4の4に規定する検査の結果を通知する書面の様式は、別記第5号様式の3とする。

追加〔平成23年規則24号〕

(特定一般廃棄物最終処分場に係る報告)

第4条の3 省令第4条の17に規定する報告書の様式は、別記第6号様式とする。

追加〔平成12年規則270号〕

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第4条の4 省令第5条の3第1項に規定する申請書の様式は、別記第7号様式とする。

追加〔平成12年規則270号〕

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第4条の5 省令第5条の4の2第1項又は第5条の9の2第1項(省令第5条の10の12において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する届出書の様式は、別記第8号様式とする。

追加〔平成12年規則270号〕、一部改正〔平成28年規則15号〕

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第4条の6 省令第5条の5第1項又は第5条の10第1項に規定する届出書の様式は、別記第9号様式とする。

追加〔平成12年規則270号〕

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第4条の7 省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)又は第5条の10の2第1項に規定する申請書の様式は、別記第9号様式の2とする。

2 省令第5条の5の2の2第1項に規定する申請書の様式は、別記第10号様式とする。

追加〔平成12年規則270号〕、一部改正〔平成23年規則24号・令和元年18号〕

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第4条の7の2 省令第5条の5の5第1項に規定する申請書の様式は、別記第10号様式の2とする。

追加〔平成23年規則24号〕

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定証の交付)

第4条の7の3 知事は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、別記第10号様式の3の熱回収施設設置者認定証を交付するものとする。

追加〔平成23年規則24号〕

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第4条の7の4 省令第5条の5の10第1項に規定する届出書の様式は、別記第10号様式の4とする。

追加〔平成23年規則24号〕

(熱回収に関する報告)

第4条の7の5 省令第5条の5の11第1項に規定する報告書の様式は、別記第10号様式の5とする。

追加〔平成23年規則24号〕

(市町村等の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第4条の8 法第9条の3第1項又は第9条の3の3第1項の規定による届出は、別記第11号様式の一般廃棄物処理施設設置届出書によるものとする。

追加〔平成12年規則270号〕、一部改正〔平成28年規則15号〕

(市町村等の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第4条の9 省令第5条の8第1項(省令第5条の10の10において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する届出書の様式は、別記第12号様式とする。

追加〔平成12年規則270号〕、一部改正〔平成28年規則15号〕

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第4条の10 省令第5条の11第1項に規定する申請書の様式は、別記第13号様式とする。

追加〔平成12年規則270号〕

(一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請)

第4条の11 省令第5条の12第1項に規定する申請書の様式は、別記第14号様式とする。

追加〔平成12年規則270号、一部改正〔平成13年規則27号〕

(一般廃棄物処理施設の設置者の相続の届出)

第4条の12 省令第6条第1項に規定する届出書の様式は、別記第15号様式とする。

追加〔平成12年規則270号〕

(産業廃棄物再生利用業の指定の申請等)

第5条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定(以下「再生利用業指定」という。)を受けようとする者は、別記第16号様式の再生利用業指定申請書により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、再生利用業指定に、5年を超えない範囲内において期限を付するものとする。

3 知事は、再生利用業指定に、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 知事は、再生利用業指定をしたときは、当該再生利用業指定を受けた者(以下「再生利用業指定業者」という。)に対し、別記第17号様式の再生利用業指定証を交付するものとする。

5 再生利用業指定業者は、再生利用業指定に係る事業の範囲の変更をしようとするときは、別記第18号様式の再生利用業変更指定申請書により、知事に申請しなければならない。ただし、当該変更が当該事業の範囲の一部を廃止するものであるときは、この限りでない。

6 第3項及び第4項の規定は、前項本文の事業の範囲の変更の指定について準用する。

7 再生利用業指定業者は、再生利用業指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、別記第19号様式の再生利用業指定変更届により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(1) 住所

(2) 氏名(法人にあつては、名称又は代表者の氏名)

(3) 事務所又は事業場の所在地

(4) 再生利用の目的

(5) 再生利用の方法

(6) 取引関係

8 再生利用業指定業者は、再生利用業指定に係る事業の範囲の全部若しくは一部を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業を再開したときは、別記第20号様式の再生利用業事業廃止(休止、再開)届により、遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、再生利用業指定に係る事業の範囲の全部を廃止したときは、当該届出書に当該指定証を添えなければならない。

一部改正〔平成10年規則94号・12年270号〕

(再生利用業指定証の書換え交付)

第6条 再生利用業指定業者は、前条第7項に規定する変更の届出又は同条第8項に規定する事業の範囲の一部廃止の届出により、交付を受けた指定証の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記第21号様式の再生利用業指定証書換え交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、書換え交付を申請する者は、当該申請書に当該指定証を添えなければならない。

追加〔平成10年規則94号〕、一部改正〔平成12年規則270号・22年17号〕

(再生利用業指定証の再交付等)

第7条 再生利用業指定業者は、交付を受けた指定証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、その

再交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、別記第22号様式の再生利用業指定証再交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、再交付を申請する者は、当該申請書に破損し、又は汚損した当該指定証を添えなければならない。
- 3 再生利用業指定業者は、指定証の再交付を受けた後において、亡失した指定証を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

追加〔平成10年規則94号〕、一部改正〔平成12年規則270号〕

(産業廃棄物再生利用業の一般指定)

第8条 別表の左欄に掲げる産業廃棄物を排出する事業者から当該産業廃棄物を無償で引き取り、当該産業廃棄物のみを利用してその種類ごとに同表の右欄に掲げる再生利用を業として行う者又はその再生利用に供するために当該産業廃棄物のみ収集若しくは運搬を業として行う者は、再生利用業指定業者とみなす。

一部改正〔平成10年規則94号〕

(産業廃棄物処理業等の許可証の書換え交付)

第9条 法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者等」という。)は、省令第10条の10第2項又は第10条の23第2項に規定する一部の廃止又は変更の届出により、交付を受けた許可証の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、別記第23号様式の産業廃棄物処理業等許可証書換え交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、書換え交付を申請する者は、当該申請書に当該許可証を添えなければならない。

追加〔平成10年規則94号〕、一部改正〔平成12年規則270号・16年100号・22年17号〕

(産業廃棄物処理業等の許可証の再交付等)

第10条 産業廃棄物処理業者等は、交付を受けた許可証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、その再交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、別記第24号様式の産業廃棄物処理業等許可証再交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、再交付を申請する者は、当該申請書に破損し、又は汚損した当該許可証を添えなければならない。
- 3 産業廃棄物処理業者等は、許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

一部改正〔平成10年規則94号・12年270号〕

(産業廃棄物処理業者等の事業の休止等の届出)

第11条 産業廃棄物処理業者等は、事業を休止し、又は休止した事業を再開したときは、別記第25号様式の産業廃棄物処理業者等事業休止(再開)届により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成10年規則94号・12年270号〕

(産業廃棄物処理業等の許可証の返納)

第12条 産業廃棄物処理業者等は、当該許可を取り消されたとき又は当該事業を廃止したときは、直ちに当該許可証を知事に返納しなければならない。

一部改正〔平成10年規則94号〕

(産業廃棄物処理施設設置許可証の書換え交付)

第13条 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。)は、省令第12条の10の2第1項第5号に規定する変更に係る届出により、交付を受けた許可証の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

- 2 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可を受けて産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る許可証の書換え交付を申請することができる。
- 3 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の認可を受けて産業廃棄物処理施設設置者の地位を承継した法人は、合併又は分割により承継した産業廃棄物処理施設に係る許可証の書換え交付を申請することができる。
- 4 法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定による届出を行った者は、相続した産業廃棄物処理施設に係る許可証の書換え交付を申請することができる。

5 前各項の規定による申請は、別記第3号様式の産業廃棄物処理施設設置許可証書換え交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、書換え交付を申請する者は、当該申請書に当該許可証を添えなければならない。

追加〔平成10年規則94号〕、一部改正〔平成12年規則270号・13年27号・16年100号・22年17号・23年24号〕

(産業廃棄物処理施設設置許可証の再交付等)

第14条 産業廃棄物処理施設設置者は、交付を受けた許可証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記第4号様式の産業廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、再交付を申請する者は、当該申請書に破損し、又は汚損した当該許可証を添えなければならない。

3 産業廃棄物処理施設設置者は、許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

一部改正〔平成10年規則94号・12年270号〕

(産業廃棄物処理施設設置許可証の返納)

第15条 産業廃棄物処理施設設置者は、当該許可を取り消されたとき又は当該施設を廃止したときは、直ちに当該許可証を知事に返納しなければならない。

一部改正〔平成10年規則94号〕

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)

第15条の2 省令第12条の7の17第2項の届出書の様式は、別記第25号様式の2とする。

2 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、別記第25号様式の3の産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書によってしなければならない。

3 前2項に規定する届出書を受理した場合に当該届出者に交付する省令第12条の7の17第4項の受理書の様式は、別記第25号様式の4とする。

追加〔平成16年規則100号〕、一部改正〔平成23年規則24号〕

(欠格要件に係る届出)

第15条の3 省令第5条の5の3、第5条の5の3の2第2項、第10条の10の3、第10条の10の3の2第1項、第10条の24、第10条の24の2第1項、第12条の11の3及び第12条の11の3の2第1項に規定する届出書の様式は、別記第25号様式の5とする。

追加〔平成18年規則51号〕、一部改正〔平成23年規則24号・令和2年6号〕

(最終処分場に係る届出台帳の閲覧請求)

第16条 法第19条の12第3項の請求は、別記第26号様式の最終処分場埋立処分終了届出台帳閲覧請求書によってしなければならない。

一部改正〔平成10年規則94号・12年270号・16年100号・18年51号・30年41号〕

(廃棄物再生事業者の登録の申請等)

第17条 政令第17条第1項の申請書の様式は、別記第27号様式とする。

2 政令第19条の登録証明書の様式は、別記第28号様式とする。

3 政令第20条の規定による変更の届出は、別記第29号様式の登録廃棄物再生事業者登録事項変更届によってしなければならない。

4 政令第21条の規定による休廃止等の届出は、別記第30号様式の登録廃棄物再生事業者事業場廃止(休止、再開)届によってしなければならない。この場合において、当該届出(事業場の廃止に係るものに限る。)をする者は、その登録証明書を知事に返納しなければならない。

5 法第20条の2第1項の登録を受けた者(以下「登録廃棄物再生事業者」という。)は、政令第22条の規定により登録を取り消されたときは、直ちに当該登録証明書を知事に返納しなければならない。

一部改正〔平成10年規則94号・12年270号・14年37号・16年100号・18年51号〕

(廃棄物再生事業者登録証明書の書換え交付)

第18条 登録廃棄物再生事業者は、政令第20条に規定する変更の届出により、交付を受けた登録証明書の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記第31号様式の廃棄物再生事業者登録証明書書換え交付申請書を知

事に提出することによってしなければならない。この場合において、書換え交付を申請する者は、当該申請書に当該登録証明書を添えなければならない。

追加〔平成10年規則94号〕、一部改正〔平成12年規則270号・14年37号・16年100号・18年51号・22年17号〕

(廃棄物再生事業者登録証明書の再交付等)

第19条 登録廃棄物再生事業者は、交付を受けた登録証明書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記第32号様式の廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、再交付を申請する者は、当該申請書に破損し、又は汚損した当該登録証明書を添えなければならない。

3 登録廃棄物再生事業者は、登録証明書の再交付を受けた後において、亡失した登録証明書を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

追加〔平成10年規則94号〕、一部改正〔平成12年規則270号〕

(事故時の措置等の届出)

第19条の2 法第21条の2第1項の規定による届出は、別記第32号様式の2の特定処理施設における事故時の措置等届出書によってしなければならない。

追加〔平成18年規則51号〕

(産業廃棄物の処分実績の報告等)

第20条 政令第6条の4第1号に掲げる事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の処分(再生することを含む。)に関し、産業廃棄物の種類ごとに別記第33号様式の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者が、法第12条の2第8項の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者を置いたとき、又は自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となったときは、それらの日から30日以内に、別記第34号様式の特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更・廃止)報告書を知事に提出しなければならない。特別管理産業廃棄物管理責任者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

3 第1項の規定は、産業廃棄物処分業者(政令第6条の4第1号に掲げる事業者である産業廃棄物処分業者を除く。)が行う産業廃棄物の処分及び特別管理産業廃棄物処分業者(同号に掲げる事業者である特別管理産業廃棄物処分業者を除く。)が行う特別管理産業廃棄物の処分に関する報告書の提出について準用する。

4 法第15条の2の5の規定による届出を行った産業廃棄物処理施設設置者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該施設における一般廃棄物の処分(再生することを含む。)に関し、一般廃棄物の種類ごとに別記第35号様式の一般廃棄物処分実績報告書を知事に提出しなければならない。

5 前各項に規定する知事への報告書の提出については、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)の提出により行うことができる。

追加〔平成13年規則27号〕、一部改正〔平成14年規則37号・16年100号・23年24号・令和2年60号〕

(書類の経由等)

第21条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、廃棄物処理施設(当該廃棄物処理施設がない場合にあつては、事業者の事務所又は事業場。以下「廃棄物処理施設等」という。)の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長(道内に廃棄物処理施設等がない場合にあつては、主に事業が行われる区域を所管する総合振興局長又は振興局長)を経由しなければならない。ただし、第5条第1項、第5項、第7項及び第8項、第6条第2項、第7条第2項、第18条第2項、第19条第2項並びに前条第1項、第3項及び第4項並びに法第12条第9項及び第10項、第12条の2第10項及び第11項並びに第12条の3第7項並びに政令第17条第1項、第20条及び第21条の規定により提出する書類については、この限りでない。

2 前項の書類の提出部数は、法第9条の3第1項及び第9条の3の3第1項並びに省令第4条の17、第5条の5の5第1項、第5条の5の10第1項、第5条の5の11第1項、第5条の8第1項、第5条の9の2第1項、第5条の10第1項及び第5条の10の2第1項の規定により提出する書類にあつ

ては正副2部、その他の書類にあつては1部とする。ただし、政令第5条の2及び第7条の2に規定する施設に係る法第8条第2項及び第15条第2項並びに省令第5条の3第1項及び第12条の9第1項の規定により提出する書類にあつては、正本は1部、副本は知事が別に定める部数とする。

一部改正〔平成6年規則105号・9年22号・98号・10年94号・12年270号・13年27号・16年100号・18年51号・22年45号・23年24号・28年15号〕

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成4年厚生省令第46号。以下「改正省令」という。）による改正前の省令第9条第3号又は改正省令による改正後の省令第9条第2号若しくは第10条の3第2号の指定を受けている者は、再生利用業指定業者とみなし、その指定の期限はこの規則の施行の日から起算して5年を経過した日とする。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、平成6年5月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成6年10月17日規則第105号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第22号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月31日規則第98号）

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成10年6月16日規則第94号）

- 1 この規則は、平成10年6月17日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、平成10年8月16日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成12年3月31日規則第159号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成12年9月29日規則第270号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第1号）

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成13年3月30日規則第27号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成14年3月29日規則第37号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成16年 5 月11日規則第100号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年 3 月 4 日規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成17年 3 月 7 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成18年 3 月31日規則第51号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 8 条の 2 第 1 項の規定の適用については、平成18年 9 月30日までの間は、同項中「第 9 条の 2 第 3 項各号」とあるのは「第 9 条の 2 第 3 項各号（第 3 号を除く。）」と、「第10条の 4 第 3 項各号」とあるのは「第10条の 4 第 3 項各号（第 3 号を除く。）」とする。

附 則（平成22年 3 月24日規則第17号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年 3 月31日規則第45号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第24号）

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成25年 3 月29日規則第43号）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成28年 3 月11日規則第15号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記第 8 号様式、別記第12号様式又は別記第25号様式の 2 の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記第 8 号様式、別記第12号様式及び別記第25号様式の 2 の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成30年 3 月30日規則第41号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記第26号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記第26号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和元年7月26日規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和2年2月12日規則第6号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第27号様式末尾欄外添付書類7の事項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和2年3月31日規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日から令和2年6月30日までの間に限り、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記第33号様式の規定にかかわらず、この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記第33号様式又は別記第35号様式の規定により作成した用紙を使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則別記第36号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則別記第35号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別表（第8条関係）

産業廃棄物の種類	再生利用
1 汚泥のうち有機性汚泥（有害物質を含むもの及び下水道汚泥を除く。）	たい肥としての利用又は肥料の製造
2 廃油（特別管理産業廃棄物を除く。）	燃料としての利用又は再生油の製造
3 廃プラスチック類のうち廃タイヤ	燃料としての利用又は再生タイヤの製造
4 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの並びに貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもので、PCBが染み込んだものを除いたものに限る。）	燃料若しくは家畜の敷料としての利用又は燃料、建材、肥料若しくは製紙用チップの製造
5 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	飼料若しくはたい肥としての利用又は飼料若しくは肥料の製造

6 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）	たい肥としての利用
-------------------------	-----------

備考 「有害物質を含むもの」とは、乾物1キログラムにつき砒（ひ）素含有量50ミリグラムを超えるもの、カドミウム含有量5ミリグラムを超えるもの若しくは水銀含有量2ミリグラムを超えるもの又は金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）別表第1各項の第1欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第2欄に掲げる基準に適合しないものをいう。

一部改正〔平成10年規則94号・13年1号・22年17号・令和元年18号〕